

議案第103号

世田谷区立区民会館及び世田谷区立区民センターの指定管理者の指定
上記の議案を提出する。

令和5年9月20日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 世田谷区立区民会館及び世田谷区立区民センターの指定管理者を指定する
ため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、本案を提出する。

世田谷区立区民会館及び世田谷区立区民センターの指定管理者の指定
 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、世田
 谷区立区民会館及び世田谷区立区民センターの指定管理者を次のとおり指定する。

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名称	所在地	
世田谷区立烏山区 民会館	烏山区民センタ ー運営協議会	東京都世田谷区南烏 山六丁目2番19号	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで
世田谷区立烏山区 民センター	烏山区民センタ ー運営協議会	東京都世田谷区南烏 山六丁目2番19号	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで